

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社鈴木塗装工務店
(法人番号8011801008909)
業者の住所：東京都足立区柳原2-30-14
- 2 指名停止措置期間：令和4年10月18日から
令和4年11月28日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していたことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められ、令和4年8月30日付けで国土交通省関東地方整備局長から監督処分（営業停止7日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内